

第1回教育委員会会議

1 日時 令和8年1月27日（火） 午後2時30分～午後5時00分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1共通会議室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
大竹 伸一	教育長職務代理者
赤木 登代	委員
長谷川 葵	委員
森 久佳	委員
古川 知子	委員
高井 俊一	教育次長
春木 卓伸	東成区担当教育次長
福山 英利	教育監
松田 淳至	総務部長
松浦 令	政策推進担当部長
上原 進	教務部長
本 教宏	生涯学習部長
中道 篤史	指導部長
乗京 慎二	第3教育ブロック担当部長
橋本 洋祐	総務課長
有上 裕美	連絡調整担当課長
川村 晃子	学校適正配置担当課長
上田 慎一	教職員人事担当課長
坂本 健太	教職員給与・厚生担当課長
笹田 愛子	生涯学習担当課長
木村 祥子	社会教育施設担当課長
三嶋 賢慶	東成区教育支援担当課長

坂田 浩之 首席指導主事
阿部三樹夫 首席指導主事
小西 敏章 市立中央図書館地域サービス担当課長
一與 美治 経済戦略局文化部文化課長

中野 泰志 教育政策課長
中谷さおり 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に長谷川委員を指名
- (3) 案件

議案第1号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について
議案第2号	東小橋小学校・大成小学校・中道小学校の学校再編整備計画の策定について
議案第3号	「教職の魅力向上方針」の策定について
議案第4号	「学校園の働き方ビジョン」の策定について
議案第5号	「学校園における働き方改革アクションプラン【2026-2029】」の策定について
議案第6号	市会提出予定案件（その1）（教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案）
議案第7号	市会提出予定案件（その2）（第7回補正予算案）
議案第8号	市会提出予定案件（その3）（第8回補正予算案）
議案第9号	市会提出予定案件（その4）（「大阪市教育振興基本計画」（案））
議案第10号	市会提出予定案件（その5）（令和8年度局運営方針案・予算案）
議案第11号	第77回市立校園職員児童生徒表彰について
議案第12号	令和7年度教育功労者表彰について
議案第13号	令和9年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストの実施要項について

議案第14号	職員の人事について
議案第15号	職員の人事について
報告第1号	SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた各教育委員会に対する緊急の対応要請について
報告第2号	学校におけるいじめ事案対応について
報告第3号	市会提出予定案件（その6）（大阪市立クラフトパーク条例の一部を改正する条例案）
協議題第1号	第4次大阪市文化振興計画について
協議題第2号	「大阪市教職員健康づくり計画」について
協議題第3号	第5次生涯学習大阪計画（案）について

なお、議案第14号及び第15号、報告第2号については、会議規則第7条第1項第2号及び第5号に該当することにより、議案第6号から第13号、報告第3号、協議題第2号及び第3号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

（４）議事要旨

議案第1号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案書の2ページをご覧いただきたい。1名の弁護士委員を引き続き委嘱するものである。今回、引き続き委嘱する方は、弁護士の櫛田翔様である。委員の任期に関しては、6ページに参考に付けている「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則」第3条第1項で2年と定められているため、本日承認いただけたら、令和8年2月1日から令和10年1月31日としたい。

引き続き委嘱を行う理由としては、櫛田氏は、この間、複数の本市のいじめ重大事態調査において、滞りなく調査を遂行いただいております、また現在も調査中の事案にも携わっていることから、引き続き委嘱を行うものである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第2号「東小橋小学校・大成小学校・中道小学校の学校再編整備計画の策定について」を上程。

春木東成区担当教育次長からの説明要旨は次のとおりである。

東成区においても、児童数が減少し、クラス替えができない児童数となっている小学校が出てきており、このたび、「大阪市立学校活性化条例」及び「大阪市立小学校及び中学校の適正規模の確保に関する規則」の規程に基づき、学校の再編整備を行うものである。

まず、議案5ページの対象となる学校の位置をご覧いただきたい。図の左上が、JR環状線の玉造駅、左下が鶴橋駅で、対象としている学校は、その東側に位置している。対象となる学校は、図の左下にある東小橋小学校、右下にある大成小学校、右上にある中道小学校となっている。この3校を統合して、中道小学校の校地に新たに学校を設置する計画案である。3校いずれも、地図には明示していないが、中道小学校の南側に隣接している玉津中学校の校区となっている。

議案の2ページにお戻りいただきたい。項目1の「学校再編整備の対象校」は、東小橋小学校、大成小学校、中道小学校の3校となる。項目2の「学校適正配置の手法」は、当該3校を統合する。項目3の「活用する学校施設及び改修等の計画」は、中道小学校の校地を活用し、校舎の増築等を行う。項目4の「学校適正配置の時期」は、令和14年4月とし、校舎増築等の施設整備完了後速やかに行ってまいりたいと考えている。項目5の「学校再編整備後の通学路と安全対策」は、現時点においては、さきほど5ページでご覧いただいた図のとおりとしており、通学距離は長い場合であっても約1kmとなる見込みである。今後、学校適正配置検討会議において意見聴取を行い、関係先と協議を行い、児童の安全対策に必要な対策を実施してまいる。

議案の3ページをご覧いただきたい。再編整備計画案の対象としている「小学校の児童数及び学級数の推移」について説明する。「東小橋小学校」については、令和7年度は、児童数74人、6学級となっており、今後、児童数70人程度、5から6学級で推移する見込みとなっている。「大成小学校」については、令和7年度は、児童数165人、6学級となっており、今後、児童数150から160人程度、6から7学級で推移する見込みとなっている。また、議案4ページに移るが、「中道小学校」については、令和7年度は、児童数192人、7学級となっており、今後、児童数190人程度、7から9学級で推移した後、児童数170人程度、7学級で推移する見込みとなっている。次に、「学校再編整備後の小学校の児童数及び学級数の見込み」について、学校再編整備を予定している令和14年度には、児童数460人、

17学級となる見込みとなっている。議案において「その他」の項目、「統合前後の学校運営等」については、統合を円滑に進めるため、合同行事などを通じて児童教員の相互交流を図るとともに、教員間において、統合後の学校における教育方針や教育内容について話し合うなど学校間の連携を強化してまいる。また、それぞれの学校においてこれまで培ってきた取組、文化等を統合後の学校においても継承発展させるよう取り組んでまいる。「学校適正配置検討会議で意見聴取する事項等」については、本計画に関すること、学校名、校章、校歌、標準服その他必要な事項について意見を聴取してまいる。

質疑の概要は次のとおりである。

【長谷川委員】 方向性については、異存はございません。1点、東小橋小学校は児童数がかかなり少なく、来年度には複式学級が発生する見込みとのことですが、統合までに一定の期間があるため、その間、少人数であることにより教育活動等に支障が生じないよう、きめ細かな支援が必要と考えます。引き続き配慮をお願いします。

【春木東成区担当教育次長】 ありがとうございます。ご指摘を踏まえ、十分留意してまいります。

【赤木委員】 統合に反対はございません。2点伺います。1点目は、統合後の東小橋小学校・大成小学校の跡地・施設をどのように活用するのか、また、これまで跡地となった小学校はどのように活用されてきたのかです。2点目は、地図を見ると東小橋小学校は天王寺区に近接しており、距離だけを見れば天王寺区の小学校の方が近い可能性があります、区をまたいで通学することは想定しないのか、過大規模校との関係も含めた基本的な考え方を教えてください。

【三嶋東成区教育担当課長】 1点目の跡地・施設の活用については、今後、まちづくりの観点も踏まえ、住民の皆さまのご意向を伺いながら関係部局とも調整し、方針を検討してまいります。2点目については、通学区域は原則として区をまたがない取扱としており、東成区の居住者が天王寺区の学校へ通学することは想定しておりません。

【赤木委員】 承知しました。過大規模校では教室不足等の課題がある一方で、すぐ近くでは複式学級が発生し得る学校もあり、距離だけで割り切れない事情があることは理解しています。ありがとうございました。

【三嶋東成区教育担当課長】 補足しますと、現時点では東小橋小学校は複式学級にはなっておらず、来年度に発生する見込みです。また、学校選択制の状況を見ますと、東

小橋小学校区から中道小学校を選択される方が一定数いらっしゃいます。

【大竹委員】 学校適正配置検討会議において、方向性や結論は、どれくらいの時期を目途に取りまとめる想定でしょうか。

【三嶋東成区教育担当課長】 適正配置検討会議としての結論の時期、という理解でよろしいでしょうか。

【大竹委員】 はい。方向性を固めて「これでいく」と決めるのは、いつ頃を想定しているのでしょうか。

【三嶋東成区教育担当課長】 令和14年4月の開校を予定しておりますので、施設整備等の進捗も踏まえつつ、概ね開校の1年程度前を目途に、検討を進めていきたいと考えております。

【大竹委員】 昨今は建築需要が非常に逼迫しており、基本設計から実施設計、事業者の公募・入札、工事着手・完成まで相当の時間を要することが想定されます。計画では「校舎増築等の施設整備完了後、速やかに統合する」とされていますので、施設整備計画と見比べながら、可能な範囲で早期に設計等に着手できるよう配慮していただきたいです。

【春木東成区担当教育次長】 ありがとうございます。ご指摘を踏まえ、十分留意して進めてまいります。

【多田教育長】 本件は、東小橋小学校・大成小学校・中道小学校の3校統合であり、児童数の減少が進む中でも、これまで地域の方々をはじめ関係者のさまざまな思いを受け止めながら、丁寧に協議を重ねて本日計画案の上程に至ったものと受け止めております。今後、学校適正配置検討会議での意見聴取に加え、統合前後の学校運営についても学校現場と調整を進めることとなるため、教育委員会としても一体となって円滑な統合に向けて取り組んでまいります。引き続き、着実に進めていただきたいです。

【春木東成区担当教育次長】 ありがとうございます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第1号「第4次大阪市文化振興計画について」を上程。

一與経済戦略局文化部文化課長からの説明要旨は次のとおりである。

このたび、令和8年度から12年度までを期間とする第4次大阪市文化振興計画案が、大阪府市文化振興会議より答申された。今月末からパブリック・コメント予定であるが、文

化芸術基本法第7条第2項に基づき、意見を伺いたい。

初めに、本計画は、大阪府・大阪市共通のビジョンの下、大阪市文化振興条例の理念を念頭に、基礎自治体として必要な施策を計画に盛り込むこととしている。

次に、計画策定にあたっては、この間に策定された「文化芸術推進基本計画（第2期）」をはじめ、大阪市の芸術文化を取り巻く情勢を踏まえて検討した。とりわけ、令和7年に開催された「大阪・関西万博」については、文化振興会議での大阪が万博を開催した都市としての姿勢を示すべきという議論を受けて、「目指す将来像」には現行計画から引き続き「文化共創都市大阪」を掲げるとともに、万博宣言の「多様でありながら、ひとつ」というメッセージを踏まえて、「多様でありながらも、ひとつにつながる未来へ」というサブテーマとした。「目指す将来像」のもと、3つの基本理念と、3つの施策の方向性があり、施策の方向性ごとに、大阪市の取組を設定しており、特に施策の方向性「A 文化に関わる環境づくり」では、①芸術文化における鑑賞・参加の機会等の充実、②芸術文化を将来へ継承、発展させる子どもや青少年が成長する機会の充実など、現行計画から引き続き取り組むこととしている。具体的な事業としては、各学校を通じて家庭にご案内いただき、能・狂言、落語、文楽、演劇等の親子で楽しめる舞台鑑賞会を実施しているほか、文楽や歌舞伎については、市内の小中学校にご協力いただき、授業の一環として劇場に足を運んでいただいている。また、市内中学校の吹奏楽部の生徒とプロのオーケストラが共演する事業も実施しており、例年大変好評をいただいている。また、そのほかにも、施策の方向性「B 文化が都市を成長させる」の③芸術文化による大阪の魅力向上として実施している大阪アジア映画祭では中学生を対象にした鑑賞割引制度を導入しており、大阪クラシックでは中学生に演奏いただく特別企画を実施している。今後も、教育委員会に協力いただきながら、子どもたちに芸術文化に触れる機会を提供し、文化の裾野を広げる取組を継続、発展させたい。教育委員会にも、そういった施策を活用して、協力いただきたいと考えている。

大阪アーツカウンシルについては、今後も引き続き、府・市施策の評価、審査を担っていただくとともに、芸術文化の調査や必要な施策の企画提案などにも尽力いただいて、大阪の芸術文化を強化して参りたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 文化は非常に重要だと思います。文化の成熟度によって、地価を含め、

その都市の魅力が高まる面もあるため、大切な取組だと考えます。一方で、文化と経済は非常に密接な関係があり、例えばハリウッド映画は映画産業を含め、文化が経済とも強く結びついている例だと思います。日本で言えばアニメなどもありますが、伝統文化や近年のサブカルチャーと呼ばれるものも含め、文化を発展させていくためには、ある程度の予算の裏付けが必要になると考えます。計画に示されている「文化に関わる環境づくり」「文化が都市を成長させる」「文化が社会を豊かにする」という方向性はいずれもそのとおりだと思いますので、取組を進めるにあたっては、必要最低限を含めた財政的な裏付けにも配慮しながら進めていただければありがたいです。なお、予算に過度に依存するのではなく、効果的・効率的な執行もあわせてお願いしたいと思います。

【一與経済戦略局文化部文化課長】 ご意見を踏まえ、今後も文化振興の強化に取り組んでまいります。

【多田教育長】 今後の進め方について、少しご説明いただけますでしょうか。

【一與経済戦略局文化部文化課長】 はい。今月末からパブリック・コメントを開始し、その結果を3月の計画策定の際に反映させていただきます。また、市会にもご説明をさせていただく予定です。最終的には、市長決裁を経て、3月末までの策定を目指しております。

【多田教育長】 それでは、本日いただきましたご意見を踏まえて進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

議案第3号「『教職の魅力向上方針』の策定」、議案第4号「『学校園の働き方ビジョン』の策定」、議案第5号「『学校園における働き方改革アクションプラン【2026-2029】』の策定」について一括して上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

「教職の魅力向上」や「学校園の働き方改革」に関しては、これまでの教育委員会会議や総合教育会議でも説明し、協議いただいていたところだが、この度の教育委員会会議では議案としてお諮りし、議決いただきたいと考えている。

はじめに、議案第3号の2ページをご覧いただきたい。あらためて、「教職の魅力向上方針」に関して説明する。全国的にも公立学校園の教員志願者が減少しており、大阪市でも教員採用試験の受験者数が5年連続で減少している。このなり手不足は日本の教育に大きな危機をもたらしており、大阪市ではこれまで初任給引き上げや働き方満足度向上など、

教職の魅力強化に取り組んできたが、単なるアピールだけでは十分な人材確保につながらないと考えている。社会的に教職が選ばれる仕事となるよう、現場の実態に基づき、本質的かつ全国的な魅力向上に努め、国と連携して課題解決をリードすることが重要であり、教員一人ひとりの自己実現や働きがい支援し、職場改革を進めることで、次世代の教育人材が育つ好循環を期待する。このようなことから、大阪市では、教員の採用から退職まで、誰もが「働きやすさ」と「働きがい」を実感しながら自己実現できる職場をめざすこととして、「教職の魅力向上方針」を策定する。また、方針に基づく取組として、これまでの働き方改革の取組に加えて、働きがい高めるための取組を進めてまいる。

引き続き、「学校園の働き方改革」について説明する。議案第4号の2ページをご覧ください。「学校園の働き方改革」に関しては、概要版の資料をご覧ください。学校園における働き方改革について、現在の「第2期プラン」が今年度末で終了となるため、次期プランを策定する。次期プランについては、全体の構成を2部構成にする。第1部は「学校園の働き方ビジョン」として、理念やめざす姿、基本方針などを示す中長期的な指針とし、社会情勢等に大きな変化があった際に改訂するものとする。第2部は「学校園における働き方改革アクションプラン」として、現行のプランと同様に、個別具体の取組について、教育振興基本計画に合わせて4年間を計画期間として位置付け、毎年度、取組ごとに進捗確認を実施する。「ビジョン」では、教員の採用から退職まで、誰もが「働きやすさ」と「働きがい」を実感しながら自己実現できる職場環境を整えることで、教員一人ひとりが、いきいきと子どもたちに向き合い、それぞれの熱意と専門性を発揮して、すべての子どもたちへのより良い教育の実現をめざす。また、その実現に向けて、これまでの取組を継続・発展させるとともに、教員一人ひとりの働きがい高めるための新たな取組を進め、教職の魅力を向上させる総合的な取組を推進していく。この「ビジョン」は「働きがい高め、教職の魅力を向上させるための総合的な取組を示す指針」とする。

次に3ページをご覧ください。アクションプランは、「ビジョン」を実現するための具体的な取組や教育振興基本計画の期間である4年間における目標を示す計画になる。目標については、これまでの長時間勤務の解消に加え、「働きがい・満足度」を向上させることとするが、「働きがい・満足度」に関する新たな目標値は令和8年度に実施を予定しているストレスチェックの結果を踏まえ、設定してまいる。また、目標達成を支える柱を「業務改革」、「人材育成」、「職場風土」の3つの視点とし、この3つの視点に加え、一人ひとりの主体的な行動で働きがい高め、教職の魅力を向上させてまいる。また、主な取組に

については、先日の総合教育会議でもご紹介したが、電話に関して「通話録音装置や音声ガイドダンス」の導入を進めるとともに、「学校園における課題解決への支援」や「キャリアプランに応じた人材育成および教員の自己実現の支援」など、さまざまな取組を実施してまいる。本日、議案が議決されたら、今後は速やかに学校園への周知および公表に向けた取組を進めてまいる。

質疑の概要は次のとおりである。

【古川委員】 ありがとうございます。全体を通して、アクションプランが各学校園において着実に取り入れられていけばよいと思っておりますし、大変分かりやすくまとめられていると感じております。一方で、ボリュームもありますので、どこから着手すればよいのか、また、取組が本当に働き方改革につながっているのかといった戸惑いも生じ得ると思います。つきましては、管理職やミドルリーダーの研修等の場で、好事例等をご紹介いただくなど、取組が広がるようお願いしたいと思います。特に、アクションプラン14ページの教科担任制については、学校現場によっては負担感を覚える面もあるかもしれませんが、以前関わっていた学生で、小学校教員をめざして現在小学校教員になっている者が、大学4年次に中学校英語の教育実習に行った際、「中学校1年生で学ぶ英語が、自分が学んでいた頃より難しく感じた。だから小学校段階でもう少し教えておかないといけない」と話していたことがありました。そうした意味でも、教科担任制がうまく導入され、小中の連携が進むことで、より専門性の高い授業につながり、結果として働き方改革にも資するのではないかと感じております。よろしくお願いいたします。

【坂本教職員給与・厚生担当課長】 ありがとうございます。1点目にご指摘いただきましたとおり、アクションプランは分量も多くございますので、作成して終わりではなく、いかに学校園・教職員の皆さまに隅々まで周知するかが重要であると認識しております。周知の方法につきましては、研修の場の活用も含め、しっかり検討し、取り組んでまいります。また、好事例につきましても、現在、各学校園でさまざまな工夫をいただいております。これまでも管理職向けに「働き方ニュース」といった形で発信しているところであり、引き続き各学校園の好事例を横展開できるよう、しっかり取り組んでまいります。教科担任制につきましては、働き方改革の観点に加え、専門性の向上という観点もでございます。委員のご紹介のような事例も踏まえ、周知も含めて、しっかり取り組んでまいります。ありがとうございます。

【森委員】 ありがとうございます。今のお話とも関連しますが、好事例の共有に加え、専門性の向上と働き方改革を連動して進めていく方針が何より重要だと思います。周知につきましては、管理職を通して行うことも大切ですが、ややもすると当事者意識を伴わない周知となり、形骸化してしまう可能性もあります。この点をどのように乗り越えるのか、すなわち、自分たちの働き方の問題であると同時に、単に時間を削るといった物理的な量の削減にとどまらず、専門性を向上させていくための働き方改革であるという当事者性、言い換えればエンパワーメントの発想から、教職員の皆さまが取り組めるような周知・普及の仕方が重要だと考えます。また、アクションプランの実効性をどのように評価し、見取っていくのかという点も重要です。量的な調査は主要な手法の一つですが、場合によっては、サンプル的にヒアリングを行うなど、質的データの収集・分析も必要になると考えます。量的データでは見えにくい、実効性を高めるポイントや、障壁となっているポイントが質的データから浮かび上がる可能性があり、そこから改善のアクションにつながられるのではないかと思います。すべてを教育委員会で実施することが難しければ、調査機関に委託するといった方法も考えられますので、査定ではなく、改善につながる評価という意味での見取りについても、ご検討いただければありがたいです。

【坂本教職員給与・厚生担当課長】 ありがとうございます。ご指摘のとおり、当事者意識は大変重要であると認識しております。教育委員会がプランを定め、校長を通じて周知するといったことだけでは十分ではございません。今回のアクションプランにおきましても、「業務改革」「人材育成」「職場風土」の3つの柱に加え、一人ひとりの主体的な行動が重要である旨を示しております。教職員の皆さまに当事者意識を持っていただけるよう、仕組も含めて、しっかり取り組んでまいります。また、評価の観点につきましては、長時間勤務の削減等を目標として、これまでも取組を進めてきたところですが、新たなアクションプランでは、モニタリングとして、長時間勤務の要因を学校別・個人別といった観点も含めて分析し、何が問題で、どこがポイントとなっているのか、また障壁は何かといった点を把握した上で、どのような手立てが打てるのかを並行して検討してまいります。手法も含めて検討し、課題については本会議の場でもご協議いただけるようにしてまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

【上原教務部長】 今、坂本課長から申し上げましたとおりですが、働きがい・満足度の向上に関する目標につきましては、これまでもご説明してきたとおり、現場教員の声を把握するため、毎年アンケートを実施しているところです。働き方改革の取組が進むに

従い、例えば職場でのやりがいや風通しに関する声は着実に上昇してきております。

今年度、後ほどご説明いたします教員採用試験に係る広報におきましても、こうした数値や、教職員の声が動態的に改善していることをしっかり示してまいります。また、今後の施策検証につきましては、項目が増えるストレスチェックに、職場環境ややりがいに関する指標が入ってまいります。他都市でも同様に取り組まれば比較も可能となりますので、こうしたデータを活用し、検証も含めて織り込んでおります。ご指摘を踏まえ、しっかり取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

【赤木委員】 教員の長時間労働が、いわゆる「ブラック」「働かせ放題」などと言われる中で、教職を志望しない学生等が増えているという状況があると認識しております。議案第3号では、平成31年に教員の初任給を政令指定都市でトップ水準に引き上げたとありますが、教員を志望する方は、お金を稼ぎたいという動機であれば、民間企業で出来高払いのようにインセンティブのある働き方を選ぶのではないかと思います。むしろ、安定した環境の中で力を発揮したいと考える方が教員になるのではないのでしょうか。そのため、初任給や報酬を引き上げることが、どこまで効果があるのかという点は気になっております。長時間労働の解消を進めることはもちろん重要ですが、特に女性にとっては、教職はいまだに安定した職業であるという面は変わらないと思います。子育てや産休・育休など、福利厚生が充実していることによる安定感も、より積極的にアピールしてはどうかと思います。研修制度も充実してきておりますので、その意味でも安定した職業であるという点を、働かせ放題といったイメージだけでなく、しっかり強調していただければと思います。多角的に対策を講じていただいておりますので、引き続き進めていただければと思います。平成31年に報酬を上げたことについて、何か効果はあったのでしょうか。例えば、それまで大阪市を避けていた方が大阪市を受験するようになったなど、一定の効果があったのでしょうか。

【上原教務部長】 ご指摘の件につきましては、以前も他都市との受験者数の比較データをお示ししたことがございますが、平成30年度頃から全国的に受験者数が右肩下がりで見られ、推移しております。平成30年度を基準として見ると、全国では令和7年度には受験者数が約7割程度まで落ち込んでいる状況です。本市におきましては、平成31年に初任給の引き上げを行い、併せて働き方改革のプランも示して取り組んでまいりました。その結果、令和2年度頃までは増減はあるものの上昇傾向が見られ、一定の効果があったものと考えております。その後は減少傾向も見られますが、令和7年度時点でも、全国平均との差を踏

まえると、他都市と比較して一定の優位性がある状況と認識しております。また、現場アンケートにおきましても、いまだに半数程度の教員から、仕事量に見合った処遇が得られていないという給与面での不満の声がございます。こうした現場の声は次世代にも影響すると考えておりますので、委員ご指摘のとおり、安定性を重視される方もいらっしゃる一方で、処遇面を重視される方もおられることを踏まえ、多面的に取組を進めてまいりたいと考えております。

【赤木委員】 ありがとうございます。報酬が低いという点については、引き上げることも重要だと思いますが、教職の魅力として、安定感も含めてアピールしていただければという趣旨です。ありがとうございました。

【多田教育長】 ありがとうございます。本件3件につきましては、総合教育会議でもさまざまご議論いただきました。ビジョンに掲げた事項につきましても、今後さらに力を入れていく内容が含まれていると考えております。総合的な取組を進める中で、大阪市の教員が専門性を高めながら、自覚や誇りを持って勤め続けることができるよう、働き方改革を推進し、働きがいを感じながら務め続けられる職場づくりに取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

報告第1号「SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた各教育委員会に対する緊急の対応要請について」を上程。

中道指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

今般、いじめや暴力行為等の動画が投稿・拡散されている問題を受け、文部科学省が1月14日に、全国の都道府県・政令指定都市の教育長を集めた緊急のオンライン会議を実施した。その緊急の対応要請について報告する。

2ページ目をご覧いただきたい。こちらは文部科学省が緊急のオンライン会議で示された資料となる。今般の生徒間の暴力行為等の動画の投稿・拡散により、安全・安心であるべき学校における重大な暴力行為・いじめの発生や児童生徒が受けている被害を、学校・教育委員会等が十分に把握できていないといった点への懸念が生じており、また、SNS等におけるエスカレートした投稿・拡散が、誹謗中傷など、新たな人権侵害を生むおそれが広がっているとして、児童生徒の安全・安心を確保することを第一に、各教育委員会に次の

5 点の対応要請があった。1 つ目が、暴力行為・いじめが見過ごされていないか、緊急の確認。2 つ目が、暴力行為・いじめを許容せず、児童生徒が声をあげられる環境整備。3 ページをご覧ください。3 つ目が被害児童生徒の安全確保と心身のケア。4 つ目が加害児童生徒への毅然とした対応。5 つ目が SNS 等による投稿・拡散への対応となっている。また、今後の国の取組としては、緊急のオンライン会議が行われた同一週に「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議が開催され、その後、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、通知を発出するとなっている。現在、通知はまだ届いていない。4 ページ目をご覧ください。大阪市教育委員会として、これまで取り組んでいるいじめへの対応にかかる取組に今回の文部科学省の緊急の対応要請①～⑤を表した資料となる。例えば、上段、未然防止の取組の部分にある「大阪市いじめ対策基本方針の徹底」が文部科学省緊急の対応要請の②③④にあたるものであることを示している。また、番号の横に矢印で示した横の囲みの部分が今回の文部科学省の通知を受けて、大阪市教育委員会として行う通知の内容となる。上段の未然防止にむけた取組については、「学校安心ルールの活用による規範意識の醸成」として、資料 5 ページをご覧ください。これは学校安心ルールのスタンダードモデルとして、各校の実情に合わせてカスタマイズされる元の形をお示ししている。対応の部分の左から 2 列目「他の子に対して」の第 3 段階をご覧ください。いやがることを無理やりさせる・暴力をふるう（プロレス技をかけるなども）・物を故意にこわしたり、すてたりするといった行動に対して、一番右の列にある「学校等が行うことができる対応」では、家庭連絡・一定期間の別室における個別指導及び学習指導・関係諸機関（警察・こども相談センター）と連携し、学校内で指導を行う。状況によっては個別指導教室を活用した指導。といった形でどう対応するのかが分かるように示している。4 ページに戻っていただきたい。こういった学校安心ルールを「児童生徒に対し、活用した指導を行うとともに、保護者に対しても再周知を実施するよう学校に通知」としている。中段左側をご覧ください。対応要請の①として、これまでも各学期でいじめアンケートを各校で実施しているが、改めて、必ず実施するよう通知することとしており、また、実施されたかどうかの進捗管理も実施する予定としている。対応要請①②③として、相談申告機能・心の天気の利用について積極的に活用するよう通知することとし、対応要請②③として、SNS（LINE）相談の継続実施、外部相談窓口の周知を、児童生徒に対して再周知する通知を行うこととしている。中段右側をご覧ください。事案対応の取組としては、対応要請の②③④⑤として警察との連携による対応として、これまでも連携をしているとこ

ろではあるが、改めて、連携体制を確認するよう通知することとしている。下段をご覧ください。SNS等による投稿・拡散への対応として、普段からの各校における情報活用能力の育成に加えて、文部科学省作成の情報モラル教育にかかるYouTube動画を活用する等し、3学期中の情報モラル教育の実施も通知することとしている。

質疑の概要は次のとおりである。

【長谷川委員】 2点ございます。1点目は、早期発見が極めて重要であると考えております。子どもたちが自ら申告するためには「申告してよい」という雰囲気づくりが不可欠であり、また、他の子どもが何かをされているのを見た場合にも、周囲が声を上げられるよう、学校全体として「こうしたことがあれば必ず伝えるのだ」ということを繰り返し周知していくことが大切だと思います。2点目は、アンケートの対象についてです。児童生徒のみが対象なのか、保護者にも実施するのか、伺います。仮に保護者には実施しないのであれば、保護者だからこそ把握できること、あるいは保護者の方が相談しやすい事案を、どのように拾い上げていくのか教えていただけますでしょうか。

【中道指導部長】 ありがとうございます。まず1点目の「相談してもよい雰囲気をしっかり出すこと」につきましては、1度の周知だけでは難しく、委員がおっしゃるとおり、繰り返し伝えることが重要であると認識しております。あわせて、相談により解消につながった事案を積み重ねながら、「相談すれば楽になる」「助けにつながる」というメッセージを、学校としても継続的に発信していきたいと考えております。次に2点目ですが、アンケートの対象は基本的に児童生徒としております。学習者用端末を用いて回答する形ですが、端末は家庭に持ち帰って活用することもあるため、家庭で保護者と一緒に考えたり相談したりしながら回答する場面も想定されます。また、必要に応じて家庭での見守りや声かけを行っていただけるよう、今回の通知においては、保護者宛文書により、これまで周知してきた「学校安心ルール」や「相談申告機能」、「LINE相談」、「外部相談窓口」等について、改めて周知することとしております。家庭で気づいたことがあれば、学校や教育委員会へ気軽に相談いただけるよう、併せて発信してまいります。

【赤木委員】 これまで学校、あるいは教育委員会の取組により、暴力行為自体は大きく減少してきていることを示していただいたと思います。一方で、今回の説明は、実際に起こった事例が動画として拡散されたことを受けた対策という理解です。ただ、最近はAI等により、実際には起こっていないことでも、あたかも暴力があったかのような動画や、

他者の画像を使った性的な動画なども作れてしまう状況です。実際に起こった暴力行為の拡散に限らず、起こっていないものを作り出し、それが社会的・心理的な暴力につながるような事態への対策は、本件の対応の中には含まれないのでしょうか。

【中道指導部長】 現時点では、実際に起きた事案の動画等を拡散したり、無責任な発信をしたりしないことを主眼としておりますが、委員がおっしゃるとおり、いわゆるフェイク情報によって人をおとしめることも、情報モラルに関わる重要な課題であると認識しております。AIを用いた情報の作成・拡散等も含め、今後、しっかりと対応していく必要があると考えております。

【赤木委員】 よろしくお願ひいたします。

【森委員】 今のお話とも重なる部分があると思いますが、根底には「権利侵害」の問題があると考えております。動画の拡散についても、単に炎上したから悪いということではなく、拡散によってどのような権利侵害が生じるのかということまで理解することが重要だと思います。また、これは子どもだけの問題ではなく、社会状況が大きく変わる中で、情報モラルの捉え方や在り方、権利を侵害する可能性の範囲自体が広がり、変化していると感じます。マクロな視点では教育全般、ひいては教育の根幹にも関わる話になってくるのではないのでしょうか。その意味で、「学校安心ルール」も、暴力や体罰等を許さないという点に加えて、相手の権利を侵害しないということをベースに位置づけ、SNSの状況をどう捉えるかについて、ケーススタディ等を通して学ぶこともできると思います。加えて、教師や大人である私たちも学び直しが必要だと、1人の親としても感じております。他方で、ルールを機械的に適用するだけではなく、例えば指導に対して意見を持つことや議論することも大切であり、あくまで「人権を侵害しない」という観点でのルールであることを、今回の事例等も踏まえて改めて考える機会になるのではないかと思います。対応・対策とともに、日常における予防的・開発的な取組をどう進めるかも併せて検討していく必要があると感じております。

【中道指導部長】 ありがとうございます。拡散の影響により、全く身に覚えのない形で被害を受けておられる方も多くおられると承知しております。そうした際に、拡散の先にいる相手がどれほどの苦しみを抱えるのか、痛みが分かるように、よりリアルに伝える教育が必要であり、これまでも取り組んできましたが、今後一層重要になると考えております。委員のご指摘も踏まえ、しっかりと取り組んでまいります。

【古川委員】 文部科学省からの要請を受けた通知文の内容として、全体を網羅して

整理してくださっていると理解しております。情報モラル教育の実施にあたっては、例えばYouTube動画を視聴して終わりではなく、それを受けて子どもたち一人ひとりが何を感じ、どのように考えたのかを丁寧に引き出し、先生と子どもとのやり取りを通して、子ども自身が腑に落ちる形で理解を深められるよう、丁寧な実施をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【中道指導部長】 ありがとうございます。同じ事象であっても、感じ方や立場の違いなどにより受け止め方は様々であると認識しております。子どもたちの多様な思いを丁寧に酌み取りながら、より良い方向に進めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

【多田教育長】 今後、文部科学省からも改めて通知が発出されるとのことですので、それに則った形で以後進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

報告第2号「学校におけるいじめ事案対応について」を上程。

乗京第3教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず、【事案に関する児童生徒】については、当該児童（被害児童）が小学生児童。関係児童・生徒は当該児童とは別の小学校の児童1名、中学校の生徒4名、大阪市立学校以外の生徒2名となっている。当該児童との関係については、一部交友関係にある者、一定の面識はあった者ではあるが、常に一緒に遊ぶといった関係性ではなく、今回の8名はたまたまその日に集まったメンバーである。

次に【事案の概要】については、令和7年11月2日（日）、この8名が、海へ向かう際、最後に到着した者が海に入るという話になり、当該児童が最後となる。そして、海に入るか首を絞められるかどちらがよいか問われ、結果、関係生徒の一人から首を絞められることとなる。これがSNSに上がっていた動画の一つである。その後、岸壁から関係生徒数名が海に入り、彼らから海に入るよう言われた当該児童も海に入る。そして、いったんは、当該児童も含め全員海から岸壁に上がるが、関係児童がなかなか海から上がれなかったことを当該児童が笑ったことで、関係児童が腹を立て、当該児童を海に落とそうとする。そこに、関係生徒2名が加わり、当該児童が海に落とされ、その後の様子もSNSに上げられている。今回SNSに投稿された経緯は不明であるが、動画はこの2名の関係生徒が撮影していたことを確認している。

【事案発生後の対応】として、11月23日（日）、第三者より学校に連絡があり、動画が共

有され、教育委員会も内容を把握することになった。なお、事案発覚後も当該児童、関係生徒とも登校していたが、今回のSNSでの拡散以降、当該児童は引き続き登校できているが、一部の関係生徒は登校できていない。【SNS拡散後の対応】として、中学校ではこの件を受け、全校集会を実施し、学校が既に事案を把握し対応していること、ネットの情報に惑わされず、安心して生活してほしいことを校長より説明した。当該校には、外部からの問い合わせは多数あったが、校内に混乱した様子は見受けられなかった。また、21日（水）の17時より保護者説明会を開催した。事務局としては、1月20日（火）に、報道機関への説明を行い、対応経過を含めた事案の概要や、今後の対応について話をしている。本件については、既に学校と連携の上、重大ないじめ事案として取り扱っているところであり、関係諸機関とも連携の上、引き続き被害児童の安全確保を最優先に、関係児童・生徒も含めて、心身のケアを実施していく。また、第三者委員会による初動調査を近日中に実施してまい。最後になるが、事務局として、いじめは子どもの人権が侵害され、尊厳が損なわれる重大な問題であるとの認識のもと、被害児童の救済と尊厳を最優先にするとともに、いじめの未然防止、いじめ対策の強化、児童生徒に対する情報モラル教育の徹底を図ってまい。特に、被害児童については、心身の状態を注意深く見守るとともに、安心して学校生活を送れるよう細心の注意を払うとともに、保護者の意向も確認しながら対応を進めてまいる。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 説明ありがとうございました。事実関係をお聞きますが、この8名は動画を撮影する目的で出かけたのでしょうか。今回の行為は暴力行為であり、いじめとして決して許されるものではありませんが、根幹に「刺激的な動画を撮ってSNSで注目を浴びたい」という意図があるのであれば、情報モラル教育をより重視すべきだと考えます。たまたま撮影したものなのかも含め、分かる範囲で教えていただけますでしょうか。

【乗京第3教育ブロック担当部長】 動画を撮影するために海に行ったとは聞いておりません。現場でのやり取りの中で、たまたまスマートフォンで撮影したと聞いております。

【赤木委員】 いずれにしても、その場で動画を撮ろうとすること自体に、面白いものや刺激的なものを撮影して注目されたいという意図が働いた可能性があると思います。再発防止に向けては、暴力やいじめはいけないという指導と併せて、何でも撮影して拡散

してよいわけではないということを、より一層教育していく必要があると感じました。また、子どもには冒険心があり、少し危険なことに惹かれる面もあると思います。そうした気持ちや、今回のような暴力行為や、SNSでの拡散につながってしまう背景をどう捉え、どう予防していくのかという観点で、学校及び教育委員会として指導をお願いしたいと思います。

【乗京第3教育ブロック担当部長】 ありがとうございます。子どもたちの心理や、興味・関心がどのような行動につながり得るのかという点も含め、学校での指導に生かしてまいります。

【古川委員】 第三者委員会による初動調査は時間もかかると思います。当該校を含む関係校の負担も大きいと想像しますので、大阪市教育委員会として、特に3校への支援をより充実したものとしていただくようお願いします。

【乗京第3教育ブロック担当部長】 ありがとうございます。学校や子どもたちへの指導に加え、必要な支援が行えるよう、ブロックとしてもしっかり進めてまいります。

【森委員】 分かっている範囲で結構ですので事実確認として伺います。動画が拡散した原因や経路、誰がどのように拡散したのかについては、まだ分かっていないという理解でよいでしょうか。事案から一定期間が経過した後に拡散しているように見えますが、現時点でどこまで把握できているのかを教えてください。併せて、先日の保護者説明会の様子について、保護者からどのような意見や質問が出たのか、特段大きな問題はなかったのか、この2点を伺います。

【乗京第3教育ブロック担当部長】 ありがとうございます。まず動画の拡散については、どこから広がったのかは現時点では把握できておらず、SNSに最初に投稿した人物も特定できていない状況でございます。一方で、拡散の直前に、保護者間でも当該動画が回っているという話を聞いており、生徒が投稿したとは限らないとも考えております。いずれにしても、誰かが投稿したのを見た第三者が、複数の媒体を通じて広げた可能性はあると考えておりますが、起点は不明でございます。次に保護者説明会については、生徒数が多いことから学年別に3部に分け、1年生、2年生、3年生の順に開催いたしました。今後の対応、関係生徒が登校を再開した際の対応、今後の指導の在り方、見守りの取組などについて、多くの意見があったと聞いております。

【長谷川委員】 他都市での動画拡散の事案もあり、大阪でも同様のことが起きているのではないかと心配しましたが、事案発覚後は警察と連携するなど適切に対応いただい

ていることにお礼申し上げます。今回は、海に落とされたという行為自体が重大であることに加え、動画の拡散により被害児童がさらに精神的苦痛を受けるという点で、拡散そのものも新たないじめだと考えております。他都市の事案では、加害行為を糾弾する目的であったとしても、動画を上げること自体が問題であるという点を、今回の件でも生徒にしっかりと伝えていただきたいと思います。また、証拠としての撮影であったとしても、アップロードによって新たな権利侵害が生じ得ること、被害者にとっては一生残る傷になり得ることを、子どもたちに伝えていただきたいと思います。場合によっては保護者にも同様に周知が必要だと思えます。

【多田教育長】 ありがとうございます。今の長谷川委員のご意見にも関連しますが、本件につきましては、市長からも言及がございました。その際、SNSでの拡散によって被害児童が受ける精神的苦痛が大きいことについて、強い関心が示されました。一方で、まずはいじめや危険な行為の再発防止を徹底することについて、強く求められたところでございます。また、加害児童へのアプローチについても論点がございます。大阪市のいじめ対策基本方針では、被害児童・保護者の意向を踏まえた上で、転校の勧奨といった対応も制度上整理されておりますが、他都市では同様の規定が必ずしも多くはない状況です。その上で、市長からは、一定の手続を踏まえつつ、加害児童側の転校措置を制度として位置付けられないのかといった問題提起もございました。賛否があることは十分受け止めた上で、法令関係や学校現場での受け止め、加害・被害双方に関わる影響も含め、慎重に整理すべき論点であると考えております。事務局において論点を整理し、改めて委員の皆様からご意見を頂戴する機会を設けたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。今後、状況の推移がございましたら、適宜報告いたします。よろしくお願いいたします。

協議題第2号「『大阪市教職員健康づくり計画』について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

教務部長の上原でございます。

6ページをご覧ください。まず、策定の趣旨である。教育現場を取り巻く環境は大きく変化しており、教職員の心身にかかる負担は一層高まっている。メンタル不調や身体的不調により休職に至るケースも多く、教職員の健康や生活の質を損なうだけでなく、教育活動の継続性や学校園の運営にも影響を及ぼしている。教育委員会では、平成23年4月に「大阪市教職員心の健康づくり指針」を策定し、メンタルヘルス対策に取り組んでまい

った。しかしながら、病気休職者の割合はいまだ十分に低下しておらず、また、精神的な不調と身体的な不調が密接に関連していることも明らかになっており、心の健康に加え、身体的な支援を含めた総合的な健康づくりが重要となっている。こうした状況を受け、教職員が心身ともに健やかに働き続けられる環境を整えることを目的として、「大阪市教職員健康づくり計画」を新たに策定するものである。今後は、教職員一人ひとりが、これまでに以上に自己管理の重要性を認識し、主体的に健康づくりに取り組むことが求められる。教育委員会は、教職員の心身の健康を守り育てる組織体制を築き、自己管理を組織でサポートするとともに、教職員が安心していきいきと働く環境を整え、ストレスの軽減や健康保持・増進を組織的に支援することをめざす。本計画の期間は、令和8年度から11年度までの4年間とし、働き方改革と連動した取組を展開してまいる。

次に、現状について説明する。9ページをご覧ください。【図1】は教職員の年齢構成であるが、定年延長等により、60代以上が増加している。10ページをご覧ください。病気休職者の現状である。【図4】は「教員の病気休職者割合推移」で、これは精神と身体を合わせたものである。大阪市は1.34パーセントで、全国平均の1.00パーセントよりも高くなっている。【図5】は「教員の精神疾患休職者の割合の推移」である。大阪市は1.06パーセントで、全国平均の0.77パーセントよりも高くなっている。【図7】は「精神疾患による休職の要因」で多いものは、「職場の人間関係」、「児童生徒保護者対応」となっている。

11ページをご覧ください。【図9】は「復職後1年の職場定着率の推移」で、令和5年度は88.6パーセントと上昇している。続いて、ストレスチェックの状況である。【図10】はストレスチェックの受検率の推移だが、令和7年度は94.6パーセントとなっている。12ページをご覧ください。【図15】は「不安感がある者の割合」である。男女ともに20代の割合が高くなっている。【図17】は「不眠を訴える者の割合」である。男女ともに50代の割合が高くなっている。13ページをご覧ください。【図18】は「総合健康リスク値が120以上の学校園数の推移」である。令和7年度は6校園であった。全国平均を100としたもので、値が高いほど健康リスクが高いとされている。14ページをご覧ください。定期健康診断の状況である。【図20】は「定期健康診断受診率と事後措置対象者割合の推移」である。令和6年度の受診率は98.6パーセントとなっている。【図21】は「事後措置実施率の推移」であるが、60パーセント弱で推移している。

2ページ「概要版」をご覧ください。上の○の3点は、冒頭で説明した策定の趣旨を記載している。その下、左側には現状に対する対策、右には、対策を踏まえた「5つの

基本方針及び取組」を記載した。基本方針の1つ目は、教職員一人ひとりが自己保健義務を果たし、健康管理力を向上させるために「セルフケアの推進」を掲げ、情報発信や健診未受診者への受診勧奨などに注力する。2つ目は「ラインケアの充実」とし、ラインケア研修や産業保健スタッフによる管理監督者への相談支援の強化を図ってまいる。3つ目は、「健康を支える体制整備」とし、「心理的安全性の高い職場環境づくり」として研修等に注力するほか、ストレスチェックの集団分析が詳細に行えるよう質問項目の充実を図ってまいる。4つ目は、「復職支援の充実」として、病気による再休職の防止にむけた復職プログラムを再構築し、再休職のリスクを最小化できるよう取り組んでまいる。最後に5つ目として「多様なライフステージに応じた健康の促進」とし、性別、年代に配慮した健康対策として研修や情報提供を強化する。これらについて、教職員、管理監督者、教育委員会が一体となり取り組んでまいる。また、その右側に令和11年度の数値目標を設定している。定期健康診断受診率は、令和6年度は98.6パーセントのところを11年度は100パーセントに、定期健康診断の事後措置実施率は、令和6年度は56.1パーセントのところ、11年度は70パーセント以上とし、将来的には100パーセントを目指す。ストレスチェック受検率は、令和7年度は94.6パーセントのところを100パーセントに、総合健康リスク120以上の学校園数は、令和7年度は6校園であるが、ゼロになるように、復職後1年の職場定着率は、令和5年度は88.6パーセントのところを90パーセント以上に、不安・不眠を訴える割合は、令和7年度比100パーセント以下とのことで、現状よりその割合を下げることを目指す。これらの数値目標の達成を通じて、病気休職者が占める割合を前年度比100パーセント以下かつ全国平均以下の水準にしてまいる。これにより、教職員の心身両面の健康を総合的に向上させ、「多様な教員がいきいきと働く理想の学校園」、「チームとしての組織力向上」により、「すべての子どもたちへのより良い教育の実現」を図ってまいる。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 概要版2ページの目標値のうち、定期健康診断の事後措置実施率を「70パーセント以上」としている点について伺います。本編14ページでは「産業医が就業上の措置について意見書を記載し管理システムに登録した割合」となっておりますが、実際には、かかりつけ医等で受診し問題がないと判断された場合、産業医への報告や登録が行われないケースもあり得ます。その定義のままでは目標達成が厳しくなるのではないのでしょうか。実施率の定義の見直しも含めてご検討いただけますとありがたいです。

【坂本教職員給与・厚生担当課長】 ご指摘ありがとうございます。事後措置実施率は、健康診断結果を踏まえて医療機関を受診いただき、その結果をもとに学校の産業医と面談するなどし、意見をいただいた上で、就業可否等の判断を経て管理システムに登録した割合となっております。先生がおっしゃるとおり、手続きが煩雑な面もございますので、いただいたご意見を踏まえ、周知の徹底や手続きの改善など、どのような対応が可能か検討し、取り組んでまいります。

【赤木委員】 私は国立大学法人に勤務しておりますが、健康診断はキャンパスで年1回受けるか、人間ドックを受けるかの選択になっております。両方受けることも可能です。人間ドックを受けた場合は必ず結果を提出する運用で、受診は義務ですので、受けないという選択はできません。結果に問題があった場合には、共済等と提携している機関からはがきやメールで健康相談を受けるよう案内が届き、かなり継続的に連絡が来ます。オンラインで受ける場合もチェックが入る仕組みで、対応を免れにくい運用になっております。ストレスチェックも、大学の保健センターに結果が届く形になっております。そのような中で、定期健康診断受診率が100パーセントにならないのは、どのような理由によるのでしょうか。また、学校の先生方は、どこで健康診断を受けておられるのでしょうか。教えてください。

【坂本教職員給与・厚生担当課長】 ご質問ありがとうございます。定期健康診断は事業者として実施義務があり、労働者にも受診義務がございますので、本来は100パーセントが望ましいと考えております。未受診や未反映が生じる要因として、まず、人間ドックを受診された方は、その結果を提出いただき、健診システムへ入力いただく運用としておりますが、手続きが一部漏れてしまう場合がございます。また、持病等により主治医のもとで継続的に受診・検査をされており、教育委員会が実施する健診は受けないという方が一定数いらっしゃることもございます。こうした状況を踏まえ、制度の趣旨を改めて周知し、受診勧奨を粘り強く行いながら、受診率100パーセントをめざして取り組んでまいります。

【赤木委員】 ありがとうございます。ただ、受診率自体はかなり高い状況ですので、先ほどご説明のあった事情であれば、主治医等の医療機関で受けている検査結果を提出してもらい運用に変更することはできないのでしょうか。

【坂本教職員給与・厚生担当課長】 ご意見ありがとうございます。医療機関での検査内容によっては、定期健康診断として必要な項目が不足している場合もございます。項

目が満たされている場合の取扱いも含め、教職員の方にとって提出しやすく、かつ適切に確認できる方法について検討してまいります。

【赤木委員】 事後措置の実施について、私の場合は民間の機関からメール等で催促が届くのですが、大阪市ではそのような仕組みではないということでしょうか。

【坂本教職員給与・厚生担当課長】 事後措置につきましては、管理職を通じて受診等のご案内を行っておりますが、教職員の方が多忙であること等もございまして、対応が進みにくい面があると認識しております。

【赤木委員】 管理職を通すのではなく、機関から本人に直接連絡が届く仕組みにした方が、管理職の負担軽減にもなるのではないのでしょうか。

【坂本教職員給与・厚生担当課長】 ご提案ありがとうございます。大学での運用をご紹介いただきましたので、大学や他都市の状況も参考にしながら、より良い方法について引き続き研究してまいります。

【森委員】 質問ではなくコメントです。性・年代別の状況（不安感、不眠）を見ますと、女性の割合が相対的に高い点は重要だと感じます。また、不安感の項目では70代男性がゼロに見えますが、分母として70代男性の受検者がそもそもゼロということではないという理解でよろしいでしょうか。

【坂本教職員給与・厚生担当課長】 はい、70代男性の分母は存在しており、ゼロではございません。

【森委員】 分母がある中でゼロになっている点も含めて、単に個人の問題にとどまらず、背景要因も含めた検討が必要だと感じました。引き続きご検討をお願いいたします。

【坂本教職員給与・厚生担当課長】 ありがとうございます。

【多田教育長】 本日いただきましたご意見も踏まえ、進めていただきますようお願いいたします。

議案第6号「市会提出予定案件（その1）について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

「1 改正条例案の主な内容」について、教員特殊業務手当のうち、教員が部活動等の指導業務に従事した際に支給する部活動指導等手当について、支給額を改定するものである。現在は、休日等に4時間以上従事した場合は3,600円、2時間以上4時間未満従事した場合は1,800円を支給している。改正後は、休日等に3時間以上従事した場合に3,900円、

2 時間以上 3 時間未満従事した場合は2,600円を支給することとする。

「2 改正の理由」について、文部科学省が定める義務教育費国庫負担金の支給額が令和 8 年 4 月から引き上げられることから、必要な措置を講ずるものである。

「3 施行日」については令和 8 年 4 月 1 日とする。

条例案は令和 8 年 2 ・ 3 月市会に上程される予定である。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第 7 号及び第 8 号「市会提出予定案件（その 2 及びその 3）について」を一括して上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第 7 号「市会提出予定案件（その 2）」の議案書11ページ「令和 7 年度 第 7 回補正予算案について」をご覧いただきたい。本補正予算は、昨年12月16日に国において成立した「強い経済」を実現する総合経済対策」に基づく国の補正予算を活用するため、所要の補正を行うものである。その予算額は、表の上段のとおり、歳入で273億2,179万 6 千円の増額を計上しており、補正後の予算総額は、右端の「補正後の額」欄のとおり、778億6,017万 1 千円となっている。また歳出では、物件費に281億8,697万 5 千円の増額を計上しており、補正後の予算総額は、人件費・物件費を合わせて、右端の「補正後の額」欄のとおり、2,638億7,617万 1 千円となっている。続いてその内容について、校舎建設事業及び校舎整備事業において、老朽鉄筋校舎改築事業や学校施設の改修等を国の補正予算を活用して実施する。また、繰越明許費補正として、先ほど説明した、国の補正を活用した事業は、工事を夏休みなどの長期休業中に行う必要があるなど、今年度中の執行が困難であることから、281億8,697万 5 千円を繰越明許費として計上し、来年度に執行するものである。なお、議案書の 3 ページから10ページまでが市会に提出する補正予算説明資料であるので、適宜ご参照いただきたい。

続いて、議案第 8 号「市会提出予定案件（その 3）」について説明する。議案書13ページの「令和 7 年度 第 8 回補正予算案について」をご覧いただきたい。本補正予算は、例年実施している、令和 7 年度予算の執行状況に応じた減額補正、及び財産売却代の増額補正を行うもので、追加案件として市会に提出するものである。補正額は、表の上段のとおり、歳入で 3 億1,068万 1 千円の減額を計上しており、補正後の予算総額は右端の「補正後の額」

欄のとおり、775億4949万円となっている。また歳出は、人件費・物件費を合わせて、最下段の計欄のとおり、86億3,222万9千円の減額を計上し、補正後の予算総額は、右端の「補正後の額」欄のとおり2,552億4,394万2千円となっている。続いてその内容について、1つ目の「執行状況に応じた人件費」の減額補正では、病気休職者に係る給料の減や、退職者数減に伴う退職手当の減等による不用額を総じて、24億3,808万9千円を減額する。2つ目の「執行状況に応じた物件費」の減額補正では、学校教育ICT活用事業における学習者用端末更新の契約落ちによる減や、講堂兼体育館整備事業における入札不調など、現時点でほぼ確実に不用額が見込まれているものを総じて、61億9,414万円を減額する。3つ目の「財産売却代」の補正では、もと浪速青少年会館の売却に伴い、財産売却代に7億5,157万2千円の増額を計上している。なお、先ほど申し上げた学校教育ICT活用事業における学習者用端末更新の契約落ちや、講堂兼体育館整備事業における入札不調などによる歳出の減に伴い、国庫支出金や起債、基金等対応する歳入においても減となるので、歳入の総計としては3億1,068万1千円の減額となる。また、繰越明許費補正として、「教育施設整備事業」において、社会情勢によるサプライチェーンへの影響から、機器納期に遅れが生じていること等の理由により、当初予定していた工程を終えることができなくなったことから、総じて8億2,974万6千円を繰越明許費として計上し、来年度での執行としたい。なお、議案書の3ページから12ページまでが市会に提出する補正予算説明資料であるので、適宜ご参照いただきたい。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

議案第9号「市会提出予定案件（その4）について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

4ページをご覧いただきたい。教育振興基本計画改訂（案）変更箇所一覧として、1月13日の総合教育会議でご確認いただいたものから変更した個所を示している。

通し番号1番は、第1編の「これまでの成果と課題」にある、最重要目標2のグラフに令和7年度の実績値を追記した。上段は「CEFR A1レベル（英検3級以上）相当以上の英語力を有する中学3年生の割合」は60.3パーセントで目標を達した。下段の「体力合計点の対全国比」の小学校は男子女子共に0.97、中学校男子は0.99、女子は1.01で中学校の女子は目標を達成した。2番は第1編の基本的な方向4「誰一人取り残さない学力の向上」

の本文について、英語の実績値が確定したことによる修正である。3番は基本的な方向5「健やかな体の育成」の本文及び目標について、体力合計点の実績値が確定したことによる修正である。5ページをご覧いただきたい。4番は基本的な方向7「人材の確保・育成としなやかな組織づくり」の目標について、令和7年度の実績値は25.4パーセントだった。また、目標値については、30.0パーセントとした。5番から8番は施策1－1から施策1－4の具体的な取組例に「課題解決支援員（スクールソーシャルワーカー）の配置」を追記した。9番は英語教育の強化に係る令和7年度の実績値が60.3パーセントとなったことから、令和11年度の目標を60.0パーセントから62.0パーセントに上方修正した。10番は施策5－1の施策目標「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることは好きですか」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合について、令和7年度の小学校は89.2パーセント、中学校は82.7パーセントだった。これに伴って、中学校の令和11年度の目標値を83.0パーセントから84.0パーセントに修正した。11番は4番と同様の修正である。6ページは文言修正など内容に影響しない箇所を記載しているが説明は割愛させていただく。変更箇所については、下線部で表示しているので適宜参照いただければと思う。また、7ページ以降は修正後の計画案全体版である。説明は割愛させていただくが、適宜参照いただき、その内容についてもご意見があればいただきたいと思う。本日議決いただいたら、2月3月市会へ提出してまいるとともに、学校園への周知を進めてまいる。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第10号「市会提出予定案件（その5）について」を上程。

松浦政策推進担当部長及び松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

私からは、予算案とともに市会へ提出する「令和8年度教育委員会事務局運営方針（案）」を説明する。局運営方針は、毎年度策定して、予算とともに右下数字の3ページから6ページまでの共通様式のみを市会へ提出しており、教育振興基本計画に掲げた施策の進捗確認を行っている。令和8年度局運営方針においては、先ほど議決いただいた教育振興基本計画改訂（案）を踏まえた内容となっている。議案書3ページをご覧いただきたい。共通様式の「目標」「使命」及び「所属運営の基本的な考え方」、「重点的に取り組む経営課題」

の経営課題１～３については、教育振興基本計画改訂（案）の基本理念及び最重要目標等の内容となっている。経営課題にある評価指標についても、計画改訂（案）の内容となっているが、令和11年度の目標達成に向けた令和８年度の目標値も示している。７ページをご覧ください。教育委員会事務局の独自様式としての様式２－１基本的な方向１の上部にある「計画」の欄についても同様に計画改訂（案）の基本的な方向の内容となっている。また、中ほど、「現状」の欄については、令和７年度末時点として記載している。８ページをご覧ください。自己評価についても同様に計画改訂（案）の内容となっているが、令和11年度の目標達成に向けた令和８年度の目標値を示している。以降の基本的な方向２から９についても同様である。続いて、議案書９ページ以降の様式２－２の各施策についても、計画改訂（案）に基づいているが、下段に記載している施策目標については、令和11年度の目標達成に向けた令和８年度の目標値を設定している。令和７年度の実績値については、現時点で調査が終わっていないものに関しては記載予定時期を掲載している。調査終了後、令和７年度の実績値を記載する。また、計画改訂（案）で新たに設定した目標のうち、未調査のものについては－としている。上部にある各施策の「計画」欄については、令和７年度の実績を振り返り、令和８年度の取組内容を記載している。計画改訂（案）の内容に基づいて策定していることから、詳細の説明は割愛させていただくが、適宜参照いただければと思う。今後の予定は、２月３月市会に共通様式を提出するとともに、事務局の独自様式を含めた「令和８年度 大阪府教育委員会事務局運営方針（案）」をホームページにて公表する。また、４月には（案）を取り、正式なものとしてホームページに公表する。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案書77ページをご覧ください。本予算案については、昨年12月23日の教育委員会会議で報告した予算要求状況からは、先ほどご説明した「第7回補正予算」において、約282億円の前倒し計上を行った影響などにより、計数に変更は生じているが、事業内容に大きな変更はない。予算額は、2,512億3,561万円で、前年度と比較して学校施設整備に係る事業費の増などにより、195億9,782万円の増となっている。次の主な事業の内容については、昨年12月の教育委員会会議で説明したものと重複することから、説明は省略させていただく。

次に、82ページをご覧ください。一番下の「今後の予定について」、２月19日の市会

運営委員会で市長から予算案が提出されるとともに、報道機関に公表されることとなっている。その後、予算委員会での審議を経た上で、3月27日の市会本会議で議決を得る予定となっている。

なお、議案書の53ページから75ページまでは、市会に提出する予算説明資料である。適宜ご参照いただきたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第3号「市会提出予定案件（その6）について」を上程。

本生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、令和7年10月14日に開催された第13回教育委員会会議にてご了承いただき、その後市会にて12月11日に議決された、大阪市立クラフトパークの指定管理者の指定について、指定管理者である連合体の構成員のうち1者が令和8年4月1日付で吸収合併により組織再編されることに伴い、指定期間の開始前であっても構成員の変更ができるよう、大阪市立クラフトパーク条例の一部を改正するものである。

令和8年4月1日の新指定管理者による運営開始までに新指定管理者を指定するため、2月・3月市会に改正条例案を上程する必要性が生じたことから、大阪市教育局教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったため、同条第2項により報告するものである。

改正条例案の内容について、資料3ページ「2 改正内容」をご覧いただきたい。具体的な内容としては、指定管理予定者の選定手続の特例を新たに設け、第1項にて連合体の構成員の変更があった場合に公募によらず当該連合体を指定管理予定者として指名し通知できることとし、第2項にて通知を受けた連合体から指定申請書を提出させ、第3項にて申請内容が変更前と同程度の管理ができると認められなければ教育委員会は指定管理者として選定できないこととしている。

なお、条例の施行日は、公布の日としている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第3号「第5次生涯学習大阪計画（案）について」を上程。

本生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

それでは、初めに2ページの資料1「第5次生涯学習大阪計画（素案）にかかるパブリック・コメント手続の実施結果概要」をご覧ください。第5次生涯学習大阪計画については、昨年10月24日の教育委員会会議で議論いただいた素案について、令和7年11月12日から12月5日までの3週間強の期間で意見を募集した。その結果として、「意見提出件数」としては6通、意見数として10件の意見が出されたものである。意見の内訳としては計画全体に関することが3件、施策推進における基本的な方向が1件、施策の内容に関することが合計3件、施策推進の仕組みに関することが2件、計画推進体制に関することが1件となっている。

次に、3ページをご覧ください。資料2「素案にかかるパブリック・コメントに対する本市の考え方について」をご覧ください。いただいた主な意見としては、まず、2つ目であるが、「計画全体に関すること」として、「個人のウェルビーイングと地域全体のウェルビーイングの循環は重要な視点であると思うが、具体的にどのようにして実現するのかの記載がない。」とのことだが、「本市の考え方」としては、区次長会でもう少し具体的に記載したほうがいいのではといった意見も踏まえて、「具体的には、個々に施策の取り組みとその成果指標を設定し、大阪市の関係部局からなる『生涯学習大阪計画』プロジェクト会議や外部有識者からなる社会教育委員会等々の意見を踏まえ、推進していくことで、個人のウェルビーイングと地域全体のウェルビーイングの循環の実現につなげてまい」旨考えている。

次に、3つ目について、同じく「計画全体に関すること」として「最重要目標の一番上が、外国人の識字、日本語教室というのは日本人にとっての生涯学習は二の次にして、日本人差別だと思いました。」とのことだが、「本市の考え方」としては、赤木教育委員からの「外国の方が日本語を学ぶことは、双方メリットがあるといった趣旨を書きこんだ方がいいのでは」との意見を踏まえて、「本市の「大阪市識字・日本語教育方針」において、識字・日本語教室は、日本人・外国人を問わず、様々な理由から読み書きや日本語の会話に不自由していることで、日常生活に不都合や不便が生じている人々を対象としている。識字・日本語学習の場は、学習者にとっては単に言葉を学ぶ場というだけでなく、社会の一構成員として、地域や社会との関わりを深めていくこと、さらにはそれぞれの主体性を発揮してよりよい地域や社会を「ともに」つくり出していくこと、これらの過程を育む場である。そして、識字・日本語学習の場で得た参加者の「学び」や「気づき」を地域社会に

発信・共有することにより、多様な文化や価値観に対する市民の理解を深め、認め合う意識を醸成することで、豊かな共生社会の実現をめざしている。同方針に基づく取組を推進する意味でも、本計画における最重要目標としている」旨考えている。次に、資料4ページ、5つ目及び6つ目について、同様の趣旨の意見で、要約すると、「学校司書を週5日配置し、学校図書館を整備し、子どもたちが読書意欲を向上できる環境を整える必要がある」とのことだが、「本市の考え方」としては、大竹教育委員からの「もう少し明確に充実させるかどうか明記したほうがいいのでは」との意見を踏まえ、今年度の重点予算での拡充も検討していることから、「学校図書館の開館は、学校司書だけでなく、学校図書館に関わる教職員、図書ボランティア等によっても行われ、児童生徒が学校図書館を利用できるよう、各学校で工夫しており、引き続き、学校司書の配置体制の充実も含め、学校図書館の整備・充実、子どもたちの読書意欲を高める環境づくりに努めてまいる」旨考えている。

次に、資料6ページの9つ目、これも要約すると、「図書館における司書の継続的な配置、出来れば増員、資料を揃えるための資料費増額を求める」とのことだが、「本市の考え方」としては、「引き続き、市立図書館に専門業務を担う司書を配置し、必要な図書館サービスを提供できるよう、資料の充実に努めてまいる。」旨考えている。

以上簡単ではあるが、主なパブリック・コメントと意見に対する本市の考え方となる。次に、7ページをご覧いただきたい。資料3「前回、教育委員会会議（令和7年10月24日開催）後の主な修正について」説明する。先ほどのパブリック・コメントを受けて、計画（案）に反映した箇所はなく、大きな変更点はないが、まず、本計画3ページ、本市をめぐる社会状況に記載している、本市の推計人口について7月1日から12月1日時点に変更している。次に、22ページにあるマイクロアグレッションの注釈24について、市民局より指摘があり、概念として新しい言葉のため、使用者によって意味理解が様々であることから、大阪法務局人権啓発資料からの引用に変更している。最後に、第3回社会教育委員会会議（令和7年12月24日開催）での意見を踏まえた修正だが、17ページのめざすべき未来像「（2）多様な市民が支え合い共に生きるまち」についての説明文のところだが、支えられ、安心できる居場所を得ることによって「支えられる側が、支える側へ」つながるような、「学びの循環」を促進するという表現について、社会教育委員から、生涯学習大阪計画における「学び」の定義には幅広い意味合いが含まれているが、「学び」という言葉を前面に出すと、意図しない学びやインフォーマルな学びも含めた、幅広い活動がそぎ落とされる可能性がある。そういったことから該当箇所の記述は「循環」のみにしたほうがよい

のではないかと。という意見を受けて、「学び」を削除し循環のみの記載としている。なお、今回時間の都合上説明は省略させていただき、8ページからは資料4として「第5次生涯学習大阪計画（案）」を、54ページからは資料5として「第5次生涯学習大阪計画（案）」の概要版を添付しているので、後ほど参照いただきたい。

最後に、今後のスケジュールであるが、本日特段の修正等がなければ、2月に予定している教育委員会議に議案として提出し、その後、市長決裁を経て、3月末の成案をめざしてまいります。

質疑の概要は次のとおりである。

【長谷川委員】 計画そのものに対する意見ではないのですが、この間、子どもと話していて気づいた点がありましたので、紹介させていただきます。子どもが通っていた小学校では、低学年向けの本が多く、4年生くらいから読みたい本が見つからなかったと言っていました。本が好きで、細かい字の本も読む子なのですが、同じように高学年になって読みたい本が少なく感じる子がいると、中学校での読書離れにつながる可能性もあるのではないかと思います。あくまで一個人の意見ですが、参考としてお伝えします。

【小西中央図書館地域サービス担当課長】 学校図書館の蔵書整備につきましては、授業で活用する図書と読み物の双方をバランスよくそろえ、分野に偏りが出ないように、各学校で図書構成の充実に取り組んでおります。取組が不十分な場合には、特定分野に偏ることもあり得るため、毎年、各分野を満遍なく購入するよう努めており、小説や読み物についても、各学校において偏りが無いよう配慮しております。一方で、児童生徒一人ひとりの興味関心や読書量に応じて、特によく読む子どもにとっては読みたい分野の図書が不足するといった状況が生じ得るとも認識しております。今後は、子どもたちの声も伺いながら、各学校において図書構成の検討を進めてまいりたいと考えております。

【本生涯学習部長】 子どもの読書に関する計画については、今後、別件として議案でお諮りする予定です。本日いただいたご指摘については、市立図書館長にも共有し、全体として周知できるよう対応してまいります。

【赤木委員】 事前説明の際に申し上げた意見を検討していただき、ありがとうございました。3ページの「外国人の識字・日本語教室」に関するパブリック・コメントですが、その根底には、外国人の方、あるいは日本人であっても海外で生活され日本語に不自由のある方など、日本語を十分に理解できない方が社会の中に一定数おられるという現実

があると思います。日本語を学ぶことを通じて、日本の社会のあり方や文化を理解していただくことは重要であり、そうした機会がない方が増えることは、単に働きに来ているだけという状況にもつながり得て、社会不安の一因となる可能性もあるのではないかと考えております。また、日本に住む以上、その方々の人権を尊重しなければならないという点も重要です。また、「人権問題は息が詰まる」といった意見もありましたが、息が詰まるとしても人権の観点はずっと押さえる必要があります。外国人を優遇しているのではないかとという短絡的な捉え方ではなく、日本人にとっても共生社会の実現という意味で非常に重要であることが理解されるよう、そうした趣旨で意見を申し上げました。ご検討いただき、ありがとうございました。

【本生涯学習部長】 いただいたご意見を踏まえ、重点予算の取組として、児童生徒の保護者も対象とした日本語学習の支援についても進めていきたいと考えております。引き続き、必要な取組を進めてまいります。

【多田教育長】 本日のご意見を踏まえて、今後の対応を進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

議案第11号「第77回市立校園職員児童生徒表彰」及び議案第12号「令和7年度教育功労者表彰について」を一括して上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第11号の議案書2ページをご覧ください。これは、「大阪市表彰規則」及び「大阪市教育委員会表彰規則」に基づき、市長と教育委員会の連名で表彰するものである。被表彰者数として、(1)職員の部では、①の長年にわたり、日々職務に精励し、教育の発展向上に寄与し、功績が多大であるものとして「職務精励」が、28名、②の教育実践上の功績が多大であり、保護者、地域等からも高い評価を得ているものとして「教育実践功績」が、2名と1グループ、④の満25年以上大阪市立校園に勤務したものが、156名、満35年以上大阪市立校園に勤務したものが、114名となっている。次に、(2)児童生徒の部では、他に賞賛され又は他の模範とするに足る行為があったものが34名と4グループとなっている。表彰日については令和8年2月27日としたいと考えている。

続いて、議案第12号の議案書2ページをご覧ください。これは、「大阪市教育委員会表彰規則」に基づき、教育長名で表彰するものである。表彰対象者としては、副校長及び教頭級で今年度中に60歳となる者である。表彰日は令和8年2月27日としたいと考えてい

る。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

議案第13号「令和9年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストの実施要項について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案書の2ページをご覧ください。主な変更点だが、令和7年12月23日のこの場において、議決いただいた、「受験資格の年齢制限の緩和」、「大学3年次前倒し選考の合格者の翌年度の特例見直し」、「日本語指導や中国語、ベトナム語の資格等に関する加点の新設」、「実技テストの変更、廃止」である。内容については、記載のとおり、前回の協議題から変更はない。議案書の3ページをご覧ください。主な変更点の続きである。この間、協議・議決いただいた制度変更内容に加えて、受験者に対して周知してまいりたい内容として2点加えている。1点目が、郵送による結果通知についてである。令和9年度の採用選考テストから、大学3年次前倒し特別選考及び第2次選考の合格者を除き、郵送による結果通知を取り止める。これまでは、受験者から切手を提出させた上で、郵送により合否結果や次に受験するテストの詳細を案内していたが、今後は郵送による通知を取り止め、ホームページでの案内に変更する。これにより、受験者は郵送費を負担する必要がなくなるほか、次に受験するテストの日時や会場、携行品等の情報を速やかに確認することができる。2点目が、令和8年12月25日施行予定の「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」についてである。法律の施行に合わせて、受験資格に「特定性犯罪の前科がないことを加えているほか、採用過程や内定後に特定性犯罪の前科の有無や犯罪事実確認の手続を行う予定であることを記載している。議案書の4ページをご覧ください。採用予定数や選考テストの日程、受験資格など、4ページから6ページにわたって実施概要を記載している。変更内容を反映し、日時やテスト会場等、詳細を記載した「受験案内」が7ページ以降である。

本日、本件についてご承認いただけたら、2月5日に受験案内を公表し、3月2日から出願受付を進めていきたいと考えている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第14号及び第15号「職員の人事について」を一括して上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第14号について、長吉中学校長が休職となることから、その後任人事について、慎重に検討を進めた結果、指導部総括指導主事の島原政則を充ててまいりたい。

次に、議案第15号について、校内状況に鑑みて、南津守小学校に副校長を配置して体制強化を図りたいと考えている。その任について慎重に検討を行い、総合教育センター総括指導主事である西村武明を充ててまいりたい。

本日承認いただいたら、1月29日付けで人事異動を発令したい。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告